

## 16世紀の「市民社会」

— 〈civil society〉という用語の初出と語義について—

植 村 邦 彦

### 要 旨

英語の〈civil society〉は、16世紀末から使われ始めた言葉である。日本語では通常「市民社会」と訳されているが、この言葉は本来アリストテレス『政治学』における「国家共同体」の訳語として英語に導入されたものであり、17世紀のホブズとロックにいたるまで、この意味で使われた。この言葉の前史と初出時の語義を確認することが、本稿の課題である。

キーワード：市民社会；アリストテレス；社会契約論  
 経済学文献季報分類番号：01-21；01-23；03-22；03-49

### 1. はじめに

1990年代以降、英語圏では「civil society」という言葉が社会科学におけるキーワードとして、新たな意味を帯びて使われるようになった。たとえば、アメリカの政治学者ジーン・コーエンとアンドリュー・アレイトの定義が、その最も早いものの一つである。「われわれは〈civil society〉という言葉を、なによりも親密圏（特に家族）から構成される、経済と国家の間の社会的相互作用の領域、結社（特に自主的結社）、社会運動、公共的コミュニケーションの諸形態の領域、という意味で理解している。近代の〈civil society〉は自己制度化と自己動員の諸形態を通して作り出された。それは、社会的区別を安定化させる法律、特に主体的権利、を通して制度化され、一般化された」（Cohen and Arato [1994] p.ix）。

ここでは「civil society」という言葉を原語のまま示したが、日本語では普通「市民社会」と訳されている。たとえば、イギリス労働党政権のブレーンであった社会学者アンソニー・ギデンスの著書の翻訳から引用してみよう。「健全な社会 the good society とは、政府、市場、市民的秩序 the civil order の間のバランスがとれた社会である。市民的領域を保護し、育成

することは、「第三の道」政治のきわめて重要な関心事である。たんに国家と市場を対置させるだけでは誤りである。信頼と社会的な礼節 [という規範——引用者補足] を組み入れた、安定した市民社会 a *stable civil society* がなければ、市場は繁栄せず、民主主義の基礎は掘り崩されるであろう」(Giddens [2000] p.165. 187 頁)。

もう一つ、イギリスの「開かれた民主主義」の理論家デイヴィド・ヘルドの論文の翻訳からも引用してみることにしよう。「公共的な事業についていえば、国だけではなくて官や民がパートナーシップを組むなど、さまざまな主体によって実行できる。国内開発のための堅実な政策のためには、幅広い市民社会 *civil society* (労働組合、市民グループ、NGO [や独立諸組織 *independent institutions* ——引用者補足] など) の発展が不可欠である。もちろん、経済発展と市民社会の強化をめぐる対立は発生する。だが自力でこうした対立を解決できるようにするために、市民社会 [原文ではたんに「諸団体 *societies*」——引用者注記] に大幅な自治権を付与する必要がある」(Held [2005] pp.13-14. 15 頁)。

これらの場合の「*civil society*」を「市民社会」と訳すことがはたして妥当かどうか、ということが現在の私の問題関心なのだが、本稿ではそれを考えるための一つの補助線として、歴史的に大きく迂回してこの言葉の初出とその際の語義を確認することにしたい。

「市民社会の概念史」に関してはすでに多くの研究がある。日本でもよく利用されているのは、ドイツのヘーゲル研究者マンフレート・リーデルの『市民社会の概念史』(Riedel [1975]) だが、これは中世のラテン語表現に関する部分に不正確なところが散見されるし、英語表現の歴史にはふれていない。アメリカの政治学者ジョン・エーレンバーグの『市民社会——批判的思想史』(Ehrenberg [1999]) も、古代から近代初期にいたる部分は厳密な意味での概念史になっておらず、私たちの問題関心からすればあまり役に立たない。フランスの政治学者ドミニク・コラスの『市民社会と狂信主義』(Colas [1997]) がこの点でもっとも信頼できる概念史的研究だが、英語表現の初出に関しては、残念ながら見落としがある。それらを補いながら、英語表現の初出と意味を確認することが、本稿の課題である。

## 2. 古代の「国家共同体」

「*civil society*」という英語がラテン語の「*societas civilis*」の訳語として使われるようになったものであり、後者はさらにアリストテレス (Αριστοτέλης, 384-322 BC) の『政治学』に出てくる「πολιτική κοινωνία」という言葉のラテン語訳であることは、リーデルの研究などによってすでによく知られている。

アリストテレスの『政治学』では、この言葉は次のような文脈で現れる。「われわれのみ

るところ、およそ国家 *póλις* というものは共同体の一種であり、どんな共同体もなんらかの善なるものを目的にして組成されたものである——というのは、万人は万事を善いと思うことのためになすからである——。そうであれば明らかに、すべての共同体はなんらかの善を目標にするのであるが、それらのうちでも最高の共同体、他のすべてを包括する共同体は、あらゆる善のうち最高の善のために、最大の努力をもってそれを目指すのである。これが国家と呼ばれるもの、すなわち国家共同体 *ἡ κοινωμία ἡ πολιτικὴ* にほかならない (Aristoteles [1831] 1252a. 4 頁)。

アリストテレスが「国家=ポリス」の構成要素として、経済的共同体としての「家=オイコス」を考えていたこともよく知られている。「国家がどんな部分から組成されているかはいまや明らかであるから、最初に論述しなければならないのは、家政についてである。なぜなら、どんな国家も家 *οἶκος* から組成されているからである。ところで、家政の部分は、さらに家を組成している部分と対応する。そして家は、完全な形では、奴隷たちと自由人たちとから成り立つものである。……家の最初にして最小の部分は、主人と奴隷、夫と妻、父と子という関係なのである」 (ibid. 1253b. 12 頁)。

つまり、アリストテレスが述べているのは、人間が形成する共同体には自然な家族や、奴隷を含む「家」があるが、さらに大きな「最高のもっとも包括的な共同体」として存在するのが「国家」だ、ということである。この「国家共同体」は、対等な人間からなる集団ではない。それは、自由人の奴隷に対する支配関係と、女性に対する男性の支配関係を、当然の前提として含み込んでいるからである。しかもアリストテレスによれば、それらの支配関係は人が「生まれ落ちたそのとき」から決定されている自然なものなのである。

支配一般について、アリストテレスはこう説明している。「支配と被支配は、[人間にとって] たんに欠くことができないばかりか、また有益なことでもある。また、あるものの一方は支配されるために、他方は支配するために、生まれ落ちたそのときに区別されている。また、支配者となるものにも、被支配者となるものにも、多くの種類がある。被支配者がいつそうすぐれていれば、それだけつねに支配はすぐれたものになる。たとえば、動物を支配するよりも、人間を支配するほうがいつそうすぐれている。なぜなら、いつそうすぐれたもの[人間]によって仕事が遂行されるならば、いつそうすぐれた働きになるからである」 (ibid. 1254a. 15-16 頁)。また、女性に対する男性の支配に関しては、こう説明される。「さらに、女性に対する男性の関係であるが、自然によって男性は勝り、女性は劣るからして、前者は支配する者、後者は支配される者である。そしてこの同じ関係がすべての人間に当てはまらなければならない」 (ibid. 1254b. 17-18 頁)。

もう一つ確認しておく必要があるが、「国家共同体」とは、国家もまた一つの共同体 (人

間の共同生活の単位)であることを指し示すための表現であって、国家の具体的なあり方を意味するものではない。後者を表す言葉としてアリストテレスが使うのは「国制=ポリテイア」である。「国制」とは、「国家のさまざまな公職、とりわけすべてをつかさどる至高の権威[主権]をもつ公職の秩序ある組織」(ibid. 1278b. 130 頁)だと定義される。そして彼の『政治学』の課題は、「最善の国制」とは何かを考えることにあった。「われわれの目的は、できるかぎりもっとも理想的に生きる能力をもつ人々にとって、どんな国家共同体がすべてのうちで最善のものかを研究することにあるのだから、われわれはその他の国制 *πολιτεία* をも——よい法治国家と言われるある国々が採用している国制であれ、また人々によって説かれ、高い評価を得ているほかの国制であれ——考察しなければならない」(ibid. 1260b. 48 頁)。

よく知られているように、アリストテレスが想定する「国制」には、単独支配制(王制と僭主制)、少数者支配制(貴族制と寡頭制)、多数者支配制(本来の「国制」と民主制)がある。その中で彼が望ましい「最善の国制」と考えたのは、「民主制」(これは多数者の私的利益を追求するものとされる)へと逸脱することのない、公共的な自覚をもった多数者による支配制であった。「多数の者が公共の利益を目指して国事に携わる場合は、すべての種類の国制 *πολιτειῶν* に共通した名で「国制 *πολιτεία*」と呼ばれる」(ibid. 1279a. 133 頁)。

さらに言えば、「最善の国制」は、「富裕な人々」でも「貧しい人々」でもない「中間の人々」による統治に基礎をおくべきものであった。「かくて明らかに、国家共同体もまた中間の人々によって支配されるものが最善なのである。そしてまた中間の層が多数いて、とりわけ両極端よりも強いならば——もしそれがかなわぬならば、そのどちらかよりも強いならば、そういう構成をもつ国家はよい体制のものになる。というのはその重みがいずれかの側に加えられるならば、天秤はそちらに傾いて、相反する部分が過激になるのを防ぐからである」(ibid. 1295b. 211-212 頁)。

しかし、彼の政体論については、ここでこれ以上詳論する必要はないだろう。

### 3. 中世スコラ哲学によるラテン語への翻訳

アリストテレス『政治学』をはじめラテン語に翻訳したのは、1260年代、フランドルの修道士ウィレム・ヴァン・メルベケ(Willem van Moerbeke, 1215-1286)である。

クエンティン・スキナーの言葉を借りれば、「近代政治思想の基礎を発掘しようとする試みはすべて、アリストテレスの『政治学』の再発見と翻訳から始める必要がある。そしてその必然的結果は、政治哲学はそれ自体で研究に値する独立の学問分野をなす、という思想の再現である。メルベケのウィリアムが1250年代初めに『政治学』の最初のラテン語完訳版

を刊行したとき、彼はアリストテレスが『政治学』第1巻の冒頭で論じている「最高の共同体」を〈communicatio politica〉、つまり政治的共同体と訳出し、こうして「政治学（politica）」という概念がはじめて普及するのを助けた」（Skinner [1978] vol.2, pp.349-350）。

これに関して、コラスはもう少し詳しく、次のように説明している。「『政治学』の知られている最初の翻訳において、ドミニク会の修士で神聖ローマ帝国皇帝フリードリヒ二世の宮廷の学識サークルのメンバーだったメルベケのウィリアムは、〈polis〉の訳語として使われた〈civitas〉とともに、〈koinonia politikè〉の訳語として〈communicatio politica〉と〈civilis communitas〉を使用した」（Colas [1997] p.27）。もっと正確に言えば、メルベケは、1260年から1264年頃にかけての最初の部分訳では「communitas politica」と訳したが、1265年の全訳では「communicatio politica」と「civilis communitas」という訳語を使用している（ibid. p.365）。したがって、「中世においてアリストテレスの『政治学』をはじめて翻訳したメルベケのヴィルヘルムは、一貫して〈communitas civilis〉ないし〈communicatio civilis〉を用いている（1261年）」（Riedel [1975] S.726-727, 21頁）というリーデルの説明は、訳語に関しても時期に関しても正確とは言えない。

これとほぼ同じ時期に、中世を代表する神学者トマス・アクィナス（Thomas Aquinas, ca. 1225-1274）は、『命題集注解』（1252-56年）で独自にアリストテレス『政治学』の応用を試みているが、そこで使われている用語は、メルベケの1265年の翻訳と同じである。「ある共同体 *communicatio* は自然的なもの *naturalis* であり、ある人々が自然的な由来で共同し、またこの共同体においては父と子と他の血縁者の友誼が形成される。ところである共同体は家政的 [= 経済的] なもの *oeconomica* であり、これによると人々が家内的な義務について相互に共同する。またある共同体は国家的 [= 政治的] なもの *politica* であり、これによると人々は自分たちが同国民 *concives* であるために共同する。第四の共同体は神的なもの *divina* であり、これによるとすべての人々が教会という一つの団体 *uno corpore Ecclesiae* において、あるいは顕現的にあるいは潜在的に共同する」（Aquinas [1858] lib.3, dis.29, q.1, art.6, co）。

見られるとおり、ここでは「国家共同体」が「*communicatio politica*」と表現されている。しかし、『アリストテレス政治学注解』（1268-72年）では、トマスはメルベケの旧訳と同じ「*communitas politica*」を使っている。「共同体 *communitas* は何らかの全体であり、あらゆる全体においては、自らのうちに他の全体を含む全体が根源的であるという秩序が見いだされる。……家 *domus* が根源的な全体であることは明らかである。また同様に、他の共同体を含む共同体はより根源的である。国家 *civitas* が他のすべての共同体を含んでいることは明らかである。じっさいに家も村 *vicus* も国家に含まれている。そのような国家共同体

communitas politica そのものが最も根源的な共同体である。したがって、すべての人間的な善のあいだで集約された最も根源的な善が属している」（Aquinas [1971] lib.1, lec.1, n.3）。

さらにトマスの主著『神学大全』（1265-73年）では、「communitas politica」（Aquinas [1888] I-II, q.21, art.4 ad 3）と「communitas civilis」（ibid. q.100, art.2 co）が使われている。リーデルは、「トマスはこれらの概念と並んで、〈societas politica〉、〈societas publica〉のほか、時には〈societas civilis〉という表現を用いている」（Riedel [1975] S.727. 22頁）と述べているが、私には確認することができなかった。なお、トマスにとって「communitas politica」や「communitas civilis」は、「神の共同体」である教会の下位に位置づけられる「世俗的」共同体、という意味合いをもつようになっていることを確認しておこう。

#### 4. ルネサンス期以降のアリストテレス受容

1438年には、フィレンツェの人文主義者レオナルド・ブルーニ（Leonardo Bruni, 1369-1444）がアリストテレス『政治学』の新しいラテン語訳を出した。これが全ヨーロッパ規模で大きな影響を与え、メルベケ版をいわば一掃することになる。ブルーニはフィレンツェにほど近いアレッツォという町の出身で、1390年代にフィレンツェでギリシア語、法律、修辞学を学び、1406年にローマ教皇庁に書記官として入るが、1415年以後フィレンツェに戻り、1427年からはフィレンツェ共和国の書記官長を勤めていた人物である（Pocock [1975] p.58. 52頁；Skinner [1978] vol.1, p.73）。

ブルーニの翻訳（アレッツォのレオナルド Leonardo Aretino の名で公刊された）の大きな特徴は、第一に、メルベケが「communicatio politica」あるいは「communitas politica」と訳した「国家共同体」を新たに「civilis societas」（Aristoteles [1962] cols.226a ff.）あるいは「societas civilis」（ibid. col.299a）と訳したこと、第二に、メルベケが「politeia」とそのまま音訳した「国制」を「respublica」と訳したことである（私が参照した1562年のヴェネツィア版では「respublica」と「republica」という二つの表記が混在している）。

ブルーニが選択した「societas civilis」というラテン語は、「最初キケロによってギリシア語の訳語として採用されたもの」（Riedel [1975] S.727. 22頁）であり、ブルーニ自身も『政治学』の翻訳への「まえがき」で「マルクス・キケロ」に言及している（Aristoteles [1962] col.225a）。よく知られているように、キケロ（Marcus Tullius Cicero, 106-43 BC）自身もルネサンスの人文主義によって再発見され、復権された思想家であった。さらに、ブルーニが「国制」の訳語として「respublica」を選択したことには、「最善の国制」は「共和制」という政体だという含意がある。たとえば、原文の「国制が彼ら〔市民たち〕の共同体には

かならない *κοινωνία δ' ἐστὶν ἡ πολιτεία*」(Aristoteles [1831] 1276a. 122 頁)という文章を、ブルーニは「*societas vero est respublica*」(Aristoteles [1962] col.248a)と訳しているが、このラテン語文は「共和制こそがまさに社会である」と解することができる。

このようなブルーニの翻訳が表現しているのは、15世紀のフィレンツェにおける共和主義的人文主義(civic humanism)の成立である。「政治の概念は *politicus* よりも *civilis* の語で表現されるようになる。それによってブルーニはギリシアのポリスとローマのキヴィタスをひとつの伝統のもとに連結し、さらにそれをフィレンツェの都市国家にまでつなげる。*polis* と *civitas* とフィレンツェ都市国家とを橋渡しするようなブルーニによるアリストテレスの *vita activa* 的解釈によって、共和主義と人文主義が連結させられ、それによってルネサンスの都市国家と古典古代がつながり、都市の技術としての政治の概念がルネサンス政治思想の中心を占めることとなった」(厚見 [2004] 21-22 頁)。

それだけではない。ブルーニが普及させたこの「*societas civilis*」という言葉は、16世紀の宗教改革にも引き継がれることになる。マルティン・ルター(Martin Luther, 1483-1546)の宗教改革の最大の協力者であった神学者フィリップ・メランヒトン(Philipp Melanchthon, 1497-1560)もまた1529年にアリストテレス『政治学』の注釈を書いており、その際に使用したブルーニのラテン語訳に従って、「*societas civilis*」という訳語を使っているのである(Melanchthon [1850] col.423. cf. Colas [1997] pp.xviii, 371)。

メランヒトンは、主著『神学綱要』(1559年版)でも、神学的立場から世俗の政治的生活と政治的権威の正統性を主張する際に、「国家 *imperium*」の同義語として「*civilis societas*」と「*societas civilis*」を用いている。ここではそれを「国家社会」と訳して引用してみよう。

「たとえこの[政治秩序は人間理性と自然法に基づくという——引用者補足]見解が真実だとしても、それは国家社会あるいは国家の原因 *caussa civilis societatis seu imperiorum* についてはまだ十分に説明していない。というのは、たんに人間の熟慮や実行力だけでは、けっして優れた法律や国家社会 *civilis societas* は維持されえないからである。それゆえわれわれは、神の命令によってこの秩序が設立され認可されたものであり、また実際神によって支えられているのを知るのである。モーゼの律法のすべてが神の命令についての明確な証しであり、たとえそれがひとつの民族に提示されたものにすぎないとしても、この政治的生活 *vita politica* についての神の意志の証しである。他方、道徳律 *lex moralis* は、適切に理解されるならば、それ自体まさしく国家社会の秩序 *ordo societatis civilis* である」(Melanchthon [1854] col.991. cf. Riedel [1975] S.732. 29 頁)。

メランヒトンは、一方では、地上における「神の国」実現を目指すミュンスターの再洗

礼派などを批判して、世俗の国家に従うべきことを主張するのだが (cf. Colas [1997] p.8)、他方では、このように自然法的国家論を批判して世俗国家 (= *societas civilis*) の正統性の根拠を「神の命令」に求めているのである。いわば中世 (トマス・アクィナス) と近代 (トマス・ホッブズ) の中間に位置するような議論を展開していることがわかる。

こうして16世紀の半ばまでには、「国家」の同義語である「国家社会」を表現する言葉として、アリストテレスの『政治学』に由来する「*societas civilis*」というラテン語が、広くヨーロッパ規模で使われるようになっていた。それがヨーロッパ各国の俗語 (国民的言語) に翻訳されるのは、もう時間の問題である。

## 5. 〈civil society〉の出現

アリストテレス『政治学』の翻訳の歴史をていねいに跡づけたコラスによれば、それがはじめて英語に翻訳されたのは1598年のことである。ただし、それはロア・ル・ロア (Loys Le Roy, 1510-1577) によるフランス語訳からの重訳であった。「1568年に、ギリシア語の教授であるル・ロアがアリストテレスの『政治学』をフランス語に翻訳し、それについての注解を書いたが、その中で彼はこの〈*société civile*〉という言葉を使った。……1598年に彼のフランス語訳が今度は英語に翻訳された。そして、私たちが知るかぎりでは、〈civil society〉という用語が英語ではじめて使われたのは、ここにおいてである」(ibid. p.20)。

ル・ロア訳はギリシア語からの翻訳だったが、匿名の訳者によるその英語訳は、表題でル・ロアによるフランス語訳からの翻訳であることを明記している。「civil society」はその中で「*civill societie*」と綴られて現れる。「正義は政治体 *Common-wealth* に相応しいものであり、国家の統治 *the government of a Cittie* に属している、ということからすれば、法律が国家社会の秩序 *the order of civill societie* であることは明らかである」(Aristoteles [1598] p.21. 原文の該当箇所は Aristoteles [1831] 1253a. 11頁。ル・ロアによるフランス語訳の該当箇所は Aristoteles [1568] p.35. cf. Colas [1997] pp.20, 374.)。

この匿名の訳者は、「国家」をフランス語訳の「*cité*」に従って「*Cittie*」と訳しているが、他方では、フランス語訳では「*politique*」と直訳されている箇所 (ギリシア語原文は「国家的性格のもの *πολιτικόν*」) を「政治体に相応しいもの *fit for a Common-wealth*」と意識している。『オクスフォード英語辞典』によれば、「*common-wealth*」という言葉は、15世紀以来「公共善 *public welfare, general good*」という意味で使われていたが、16世紀には「国民あるいは国家を構成する人々の全体 *the whole body*、政治体 *the body politic*」という意味の普通の表現になっていた (OED [1989] p.574)。ここでは、「*common-wealth*」や「*city*」



が「civil society」とほぼ同義の言葉として使われていることを確認しておこう。

しかしながら、1598年のこの訳書が『政治学』のはじめての英語訳であることは間違いないにしても、「〈civil society〉という用語が英語ではじめて使われたのは、ここにおいてである」というコラスの断定は正しくない。この言葉は、その5年前の1593年に出版された英国教会派の神学者リチャード・フッカー (Richard Hooker, 1554-1600) の著書『教会政治法』第1巻の中ですでに使われているからである。

『オクスフォード英語辞典』には「civil society」という項目はないが、この辞典は「civil」という項目で、この形容詞の第一の意味として「市民に関する、市民に属する of or belonging to citizens」を挙げ、その初出例として、1592年のシェイクスピアの戯曲『ロミオとジュリエット』から、「市民の血 civil blood が市民の手 civil hands を汚した場合には」という一節を挙げている。そして、第二の例として、「1594年」(実際には1593年)のフッカーの『教会統治法』第1巻第10章第10節から、「市民社会 ciuill society は、あらゆる私的な種類の孤立した生活に比べて、いっそう大きな満足を人間の本性に与える」、という文章を挙げている (ibid. p.255)。OED が引用しているのはここまでだが、この文章は次のように続く。「なぜなら、社会 society においては、相互的な参加というこの善は他の場合よりもはるかに大きいからである」(Hooker [1989] p.97)。

ここでは「civil」についてのOEDの説明に従う形でフッカーの「ciuill society」を「市民社会」と訳したが、OEDが挙げる断片的な文章だけでは、彼がこの言葉をどういう文脈でどういう意味で用いたのかということは理解しようがない。理解の手がかりは、実はこの文章に先立つ第10章第4節にある。そこでフッカーは次のように述べているからである。「すべての世帯 household における最上位の人物は、つねにいえば王であった。だから多数の世帯が一緒になって国家社会 civil society に結合したときには、王たちが最初の種類の統治者であった (アリストテレス『政治学』第1巻第2章 [1252a])」(ibid. p.90)。

先に見たように、アリストテレス『政治学』の最初の英語訳が出版されるのは1598年だが、フッカーはそれに先だつ1593年に自ら『政治学』の一部を要約しながら翻訳して引用しているのである。フッカーが『政治学』のどのテキストを使用したのかは確認できないが、「civil society」はおそらくブルーニ訳の「societas civilis」(あるいはル・ロア訳の「société civile」)の訳語である。その直前ではフッカーはこうも述べている。「われわれはみなわれわれの時代の不正を嘆く。時代が悪いのだから、それは不当ではない。しかし、国家社会 civil societies が存在しないあの時代、まだ公共的統治の様式 manner of public regiment が確立されていないあの時代と、現代とを比較してみよ」(ibid. p.89)。ここからは、「civil society」とは「public regiment」の確立した社会である、ということがわかる。

しかし、同時に重要なのは、フッカーがここで「国家社会が存在しない時代」と「国家社会が存在する現代」との比較を試みていることである。アリストテレスの『政治学』には見られないこのような比較の仕方は、フッカーにおいては「時代」の変化を明らかにして「現代の国家社会」を擁護するための方法である。しかし、それが、「国家社会」が成立する以前の人間の生活というものを想定することによって、「国家社会」の存在をいわば歴史的に相対化していることの意味は重大である。このような比較の方法は、「自然状態」と対比させることによって「国家社会＝国家共同体」の成立の根拠を問う、という17世紀の社会契約論の発想を予示するものだと言えることができるだろう。

実際、ちょうど一世紀後に、ジョン・ロック（John Locke, 1632-1704）は『統治二論』で次のようにフッカーを評価している。「自然状態のうちにあった人間などは存在しなかったと言う人に対して、私は、まず、賢明なるフッカーの権威をもって対抗しよう。彼は、その『教会政治の法』の第1巻第10節において次のように述べているからである」(Locke [1967] p.295, 199頁)。それに続けてロックは『教会統治法』第1巻第10章の次のような文章を引用している。「われわれは、自分だけでは、われわれの本性が要求する生活、すなわち人間の尊厳にふさわしい生活に必要なものを十分に備えることはできず、したがって、自分ひとりで孤立して生活しているときにわれわれのうちに生じる欠乏や不完全さを補うことはできないから、われわれは、本性上、他者との交わりと共同関係 Communion and Fellowship とを求めようように導かれるのである。これが、そもそも人々が政治社会 Politic Societies へと結合した原因であった」(Hooker [1989] p.87)。

フッカーのこの『教会統治法』は、第1巻から第4巻までが1593年に、第5巻は1597年に出版され、さらに第6巻と第8巻は死後出版として1648年に、第7巻は1661年に出版されたものであり (ibid. p.xxxi)、その主要なテーマは「政治組織としての教会の管理」であった。彼は「civil society」の他にも、今見たようにそれとほぼ同義の言葉として「politic society」(pp.90, 96, 130-131)、「public society」(pp.90-93, 97, 117)、「government public」(p.89)、「civil government」(p.135)、といった言葉を使っている。つまり、「civil」は「政治的 politic」や「公共的 public」とほぼ同義の形容詞として使われているのである。

さらにこういう文章も見られる。「いまやわれわれは国家社会 civil society の中に生きているのだから、われわれがその中で生きている政治体の政府 the state of the commonwealth は、食糧に関する一定の法律を必要とするだろう」(ibid. p.126)。1598年の『政治学』の英語訳に先んじて、ここでも「国家社会 civil society」と「政治体 commonwealth」がほぼ重なり合う同義語として使われていることに注意しておこう。

したがって、ホセ・ハリスが言うように、「civil society」を英語にはじめて体系的に導

入したのは、英国教会派の神学者リチャード・フッカーであった」(Harris [2005] p.16) という評価は正当であるが、その概念の内容それ自体は、まだアリストテレス『政治学』の伝統の枠内にあった、と言わなければならない。

以上のことからわかるように、「civil society」という言葉は、アリストテレスの「国家共同体」の訳語として16世紀末に英語に導入されたものである。したがって、それを「国家社会」と訳すことはできても、「市民社会」と訳すことは、現代の私たちにとってはほとんど誤訳だと言っていい。たとえば、岩波書店の『広辞苑』では「市民社会」はこう説明されているからである。「【市民社会】(civil society) 特権や身分的支配・隷属関係を廃し、自由・平等な個人によって構成される近代社会。啓蒙思想から生まれた概念」。『広辞苑』のこの叙述は第3版(1983年)からの第6版(2008年)まで基本的に変わっていない。しかし、アリストテレスの「国家共同体」は「近代社会」ではありえないし、16世紀末のイングランドに「啓蒙思想」がまだ存在していないことは言うまでもない。したがって、16世紀の「civil society」は、まだ「市民社会」ではないのである。

このようなアリストテレス的の語彙としての「civil society」は、16世紀末のイングランドにおいて、イタリアの共和主義的人文主義の言説とともに受容され、急速に普及していったように思われる。その証拠となるのが、1599年に出版されたヴェネツィアの共和主義的貴族ガスパロ・コンタリーニ(Gasparo Contarini, 1483-1542)の著書『ヴェネツィアの為政者と共和国について』の英語訳である。そこではこう述べられている。

「われわれは古代人の間で何らかの王の主権が存在したということを読んだことがないし、現代においてもすぐに僭主政に転落しなかった王権というものを見たことがない。その反対側に、繁栄しながら存続し、平和時にも戦時にも栄えた多くの共和国 commonwealths がある。しかし、大衆 multitude は、何らかの形で一つに結合しないかぎり、それ自体では統治するのに適さない。というのも、何らかの統一体 vnitie に含まれないならば、大衆は存在できないからである。それゆえ、大衆がある程度の理性によって一つにならないならば、国家社会 ciuill society (それはある種の統一 vnity に存する) は解体するであろう」(Contarini [1599] p.13. cf. Pocock [1975] p.325. 274頁)。

興味深いことに、ここで「ciuill society」と訳されている言葉は、コンタリーニの著書のラテン語原文では、たんに「societas」である。原文の「国家に関わる事柄 qua de re civilis において……ある種の統一を作り出している社会 societas」(Contarini [1543] p.11. cf. Pocock [1975] p.325. 注123頁)が、「ある種の統一に存する国家社会 ciuill society」と訳されているのである。つまり、この英訳者ルイス・ルークナー(Lewes Lewkenor, d. 1626)にとって、「civil society」という言葉はすでに自分自身の用語としてあった、と考え

ることができる。そして、それは「統治のために統一した大衆からなる政治体」を指示する言葉として、「国制」としての「共和国 commonwealth」に引きつけて使われているのである。

ちなみに、「multitude」という言葉も、アリストテレスの『政治学』における「多数の者 πλῆθος」に対してブルーニが与えた訳語「multitudo」(Aristoteles [1962] col.252a)に由来する。すでに見たように、「多数の者が公共の利益を目指して国事に携わる」(Aristoteles [1831] 1279a. 133 頁) のがアリストテレスにとっての「最善の国制」だったが、ブルーニ訳に従えば「multitudo」が統治する「国制」は「respublica」であり、コンタリーニの文章は明らかにそれをふまえている。ルークナーの翻訳はそれを、「〈multitude〉の統一に存する〈civil society〉」が「commonwealth」だと表現しているのである。アリストテレス的語彙が重層的に普及していく、その様子がよくわかる。

## 6. 17 世紀の展望

16 世紀に英語に入り込んだ「civil society」という言葉は、その後そのような歴史をたどるのだろうか。ここでは 17 世紀の用語例を確認するにとどめたい。社会契約論の思想家として有名なトマス・ホッブズ (1588-1679) の場合である。日本における「市民社会論」の源流に位置する高島善哉 (1904-1990) は 1941 年に、「市民社会 (civil society) という言葉はホッブズ以来イギリスではしばしば使用されているが、それが一つの観念として何を意味するかについては必ずしも明らかではない」(高島 [1998] 122 頁)、と書いた。以下は、それに対する一つの解答にもなるはずである。

ホッブズは、1640 年の著書『法の原理』で、人々の「信約 covenant」によって成立する「政治体」を意味するものとして、「civil society」という言葉を使っている。「このように形成されたこの結合体 union は、われわれが今日では政治体あるいは国家社会 a body politic, or civil society と呼ぶものである。そしてギリシア人たちはこれを「国家 πόλις」、すなわち都市国家 a city と呼ぶが、それは共通の権力によって、彼らの共通の平和、防衛および利益のためにひとつの人格として統合された多数の人々 a multitude of men であると定義されてよい」(Hobbes [1994] p.107)。

ここでは「civil society」が「πόλις」や「city」と同義の「政治体 body politic」を指すものであり、それは「multitude」の結合によって成立する「統一体 union」であることが明言されている。前節末で引用したコンタリーニの著書の一節と見比べれば、二つの文章の類似性は明らかだろう。ホッブズも、少なくとも用語法においては、アリストテレス的伝統とイタリア人文主義の伝統の延長線上にいたのである。

ホブズは、これとほぼ同じ文章を1642年のラテン語の著書『市民論』でもくり返している。「さて、このようにして作られた合一 vnio は、「国家 ciuitas」もしくは「市民社会 societas ciuilis」と呼ばれる。これはまた「公共的人格 persona ciuilis」とも呼ばれるが、その理由は、全員の意志が一つであるとき、それは一個の人格とみなされるべきであり、また国家はそれ自身の権利と財産を持つので、一つの名によってすべての個々人から区別・識別されるべきだからである。したがって、誰かある市民 ciuis も、それらを一緒にした全員も、(その意志が全員の意志を代表している者を除けば) 国家とみなされるべきではない。それゆえ、(私たちの定義するような)「国家」とは一個の人格であり、その意志は複数の人々の約定によって彼ら全員の意志とみなさなければならず、その結果国家は、個々人の実力と能力を共同の平和と防衛のために用いることができるのである」(Hobbes [1983] p.134. 123-124 頁)。ここでも「societas civilis」は「civitas」の同義語であることが明示されている。ホブズの「civil society」は、あくまでもアリストテレス的意味での「国家共同体」なのである。

しかし、思想史におけるホブズの位置は、たんにアリストテレス的伝統とイタリア人文主義の伝統の継承者ということにあるのではない。17世紀におけるホブズの思想史的意義は、むしろこの伝統の切断者だということにある。そもそも『法の原理』も『市民論』も、その重要な課題の一つはアリストテレス批判なのである。たとえば、『法の原理』でホブズは、人間は「生まれ落ちたそのとき」から不平等だというアリストテレスの前提を、次のように批判している。「どちらがより良い人間かという問題は、統治と政治の状態 the estate of government and policy においてのみ決定されうる。とはいえ、それは、ある人の血統は自然によって他の人の血統より良いものだと考える無知な人々によってだけでなく、その意見が現在もこれらの部分で他の誰の著作よりも大きな権威をもっている人間(アリストテレス)によってもまた、自然の問題だと誤解されているけれども」(Hobbes [1994] p.93)。

それだけではない。そもそもホブズの「戦争状態」としての「自然状態」論そのものが、アリストテレス批判なのである。『市民論』はこう述べている。「公共体 Rebus publicis について何事かを著述した人々の大部分は、人間が社会的結合 Societatum に適するように生まれついた動物、すなわちギリシア人たちのいわゆる「国家的動物 ζῷον πολιτικόν」であることを前提、要求もしくは要請し、この土台の上に国家学説 doctrina civilis を構築している。それはあたかも、平和の保持と全人類の統治のためには、人々が何かある約定と協定 pacta & conditiones に合意しさえすれば、それ以外のことは何も必要ないかのようであって、そのさい、かの著述家たちはすでに、この協定のことを法と呼んでいる。しかしこの公理は、非常に多くの人々によって受け入れられてはいるが、偽であって、人間本性について

のあまりにも軽率な考察に由来する誤謬である」(Hobbes [1983] p.90. 31-32 頁)。

よく知られているように、人間は「どんなミツバチの種よりも、どんな群棲的な動物よりも、いっそう国家的動物 πολιτικόν ζῷον である」(Aristoteles [1831] 1253a. 9-10 頁) と述べたのは、アリストテレスであった。ホッブズは、「自然状態」にある人間は「国家的動物」ではない、と批判しているのである。

それに加えて、「civil society」という言葉の伝統的用語法そのものからの切断を表現したのが、ホッブズの1651年の主著『リヴァイアサン』であった。社会契約論の論理的構成という点では、『リヴァイアサン』も『法の原理』や『市民論』と大きく異なるわけではない。しかし、先に引用したこの二つの著作の「国家社会」形成論に対応する箇所は、『リヴァイアサン』では次のように述べられている。

「共通権力を樹立するための唯一の道は、人々のすべての権力と強さを一人の人に与えるか、あるいは多数決によって自分たちのすべての意志を一つの意志にまとめることができる一つの合議体に与えることである。それは言い換えれば、一人の人あるいは一つの合議体を任命して自分たちの人格を担わせ、そして、そのように各人の人格を担う者が、共通の平和と安全に関する事柄について行為したり行為させたりするあらゆることを、各人は自己のものとし、自らがその本人であることを承認するということである。……これが行われると、一つの人格に統一された群衆 Multitude は、国家 Common-wealth、ラテン語ではキウイタス Civitas と呼ばれる。これがあの偉大なリヴァイアサンの生成である」(Hobbes [1996] p.120. (2) 32-33 頁)。

ここではもう「civil society」という言葉は使われていない。その代わりに「civitas」の同義語として現れるのが「Common-wealth」である。1649年1月に国王チャールズ一世を処刑した独立派の議会は、同年5月に「イングランド共和国 the Commonwealth of England」を宣言した。したがって、1651年という時点で「civil society」に代えて「Commonwealth」という言葉を選択したことの意味は深長である。実際に、1642年の『市民論』では、「最も絶対的な君主制 Monarchia absolutissima こそはあらゆる国家体制 status の中で最善のものである」(Hobbes [1983] p.180. 214 頁) と明言していたホッブズが、『リヴァイアサン』では、今見たように、絶対的権力を「一人の人」だけでなく、「一つの合議体」に与えることも認めているのである。「civil society」から「Commonwealth」への言い換えも、同じように「共和国」への歩み寄りの表現なのかもしれないが、それだけではない。

実際には、「civil society」という言葉が『リヴァイアサン』ではいっさい使われていないわけではない。教会権力を論じた第38章には、「市民社会 Civill Society の維持は正義に依

存し、そして正義は国家 *Common-wealth* の主権を持つ人々の手中にある、生と死およびその他のそれより小さな諸賞罰の権力に依存するのであって、主権者以外の誰かが、生命より大きな報酬を与え、死より大きな処罰を課する権力を持つところでは、国家が存立することは不可能である」(Hobbes [1996] pp.306-307. (3) 135 頁)、という文章がある。しかし、この場合の「civil」には、教会とは区別される「世俗の」という意味合いが含まれていると思われる。続く第 39 章ではこの形容詞が次のように使われているからである。「教会 *Church* とは、一人の主権者の人格において統一されたキリスト教への信仰を告白する人々の一団である。……教会はキリスト教徒の人々からなる世俗の国家 a *Civil Commonwealth* と同一のものであって、それに従う者が人間である場合に世俗の国家 a *Civill State* と呼ばれ、それに従う者がキリスト教徒である場合に教会と呼ばれるのである」(ibid. pp.321-322. (3) 166-167 頁)。そして、これ以後ホブズが「civil society」という表現を使うことはない。

こうして『リヴァイアサン』では「*Common-wealth*」が「国家」を表現する基本的用語となった。しかし、「共和国」はその後まもなく崩壊し、イングランドは 17 世紀のうちに王制復古と再度の革命を経験することになる。そしてその革命に関与した社会契約論の思想家ロックが、1690 年の『統治二論』の中で今一度だけ「civil society」を「*commonwealth*」と同義の「国家社会」を意味する言葉として使用することになる。「すでに述べたように、人間はすべて生来的に自由で平等で独立した存在であるから、誰も自分自身の同意なしに、この状態を脱して、他者のもつ政治権力に服することはできない。したがって、人々が自分の自然の自由を放棄して政治社会 *Civil Society* の拘束の下に身を置く唯一の方法は、他人と合意して、自分の所有権と、共同体 *Community* に属さない人に対するより大きな保障とを安全に享受することを通じて、互いに快適で安全で平和な生活を送るために、一つの共同体に加入し結合することに求められる」(Locke [1967] pp.348-349. 266 頁)。

しかし、ロックもまたこれ以外の箇所では、「civil society」ではなく、その同義語としてむしろ「*political society*」や「*commonwealth*」をもっぱら使用している。「明示的な取り決め、明白な約束と契約とによって政治的共同体 *Commonwealth* に実際に入ることに以外に、人を政治的共同体の臣民あるいは成員にすることができるものはないのである。これこそが政治社会 *Political Societies* の起源に関して私が考えているものであり、人をある政治的共同体の成員にする同意というものにほかならない」(ibid. p.367. 286 頁)。さらに別の箇所では、「*Political, or Civil Society*」(ibid. p.343. 258 頁)という表現もある。

もちろん、「イングランド共和国」の崩壊を経験した後となつては、そして革命によって立憲君主制を確立させようとしている時点では、ロックは、次のようにつけ加えるのを忘れ

てはいない。「ここで私が政治的共同体 Commonwealth という言葉によって意味しているのは、民主制 Democracy その他の統治 Government の形態のことではなく、ラテン人がキウィタス Civitas という言葉で表現した独立の共同体 Community のことであると理解していただかなければならない。われわれの言葉でこれにもっともよく当てはまる用語はコモンウェルスであって、これは、コミュニティとかシティとかいった言葉では表現しえない人間の社会 a Society of Men を表すのに最適のものである。なぜなら、一つの統治のなかに従属的なコミュニティが存在することもありうるし、またわれわれの間で言うシティは、コモンウェルスとはまったく異なった概念にほかならないからである」(ibid. p.373. 295頁)。

こうしてアリストテレス的語彙としての「civil society」は、イングランドではホップズやロックを終着点としてしだいに消失していき、「国家=政治共同体 commonwealth」に取って代わられていく。次に同じ「civil society」という言葉が新たな意味あいを帯びて使われているように見えるのは、18世紀のことである。それがはたして『広辞苑』が定義したような意味での「市民社会」であるのかどうか、それが次の問題となるだろう。

#### 参考文献

- Aquinas, Thomas. 1858. *Scriptum super Sententiis*. Textum Parmae.  
 — 1971. *Sententia libri Politicorum*. Textum Leoninum Romae.  
 — 1888. *Summa theologiae*. Textum Leoninum Romae.
- Aristoteles. 1831. Αριστοτέλης Πολιτικά, in: *Aristoteles Graece*, ex recensione Immanuelis Bekkeri, edidit Academia Regia Borussica, Volumen Alterum, Berolini. 牛田徳子訳『アリストテレス 政治学』京都大学学術出版会、2001年
- 1562=1962. *Aristotelis Politicorum libri Octo*, Leonardo Aretino interprete, in: *Aristotelis opera cum Averrois commentariis*, Tertium Volumen: libri moralem totam philosophiam complectentes, Venetiis Apud Junctas, 1562. Nachdruck, Frankfurt am Main: Minerva. [この本は見開き二頁の左側頁にだけ数字が付されており、右側頁にはページ付けがない。そこで、左側頁はページ付け数字の後に「a」、その右側頁は左側頁の数字の後に「b」を付けて表記する。]
- 1568. *Les Politiques d'Aristote, esuelles est monstree la science de gouverner le genre humain en toutes espece d'estats publics*, traduits de Grec en François par Loys le Roy, dit Regius. Paris: Michel de Vascosan.
- 1598. *Aristoteles Politiques, or Discourses of Government. Translated out of Greeke into French, with expositions taken out of the best authors, specially out of Aristotle himselfe, and out of Plato, conferred together where occasion of matter treated of by them both doth offer itself. Concerning the beginning, proceeding, and excellencie of civile government*, by Loys Le Roy, called Regius, translated out of French into English. London: Adam Islip.
- Cohen, Jean L. and Andrew Arato. 1994. *Civil Society and Political Theory*, Cambridge, Massachusetts: MIT Press.
- Colas, Dominique. 1997. *Civil Society and Fanaticism. Conjoined History*, translated by Amy Jacobs,



- Stanford University Press. [Colas, *Le Glaive et le Fléau. Généalogie de la société civile et du fanatisme*, Paris: Grasset, 1992. の英訳だが、原書が「société civile」というフランス語表現の系譜学であるのに対して、英語版は「civil society」の成立史をも含める形で大幅に改訂されたものである。ここでは英語版を利用した。]
- Contarini, Gasparo. 1543. *De Magistratibus et Republica Venetorum*, Paris.
- 1599. *The Commonwealth and Government of Venice*, written by the Cardinal Gasper Contareno and translated out of Italian into English by Lewes Lewkenor, London, imprinted by Iohn Windet for Edmund Mattes.
- Ehrenberg, John. 1999. *Civil Society. The Critical History of an Idea*, New York University Press. 吉田傑俊監訳『市民社会論——歴史的・批判的考察』青木書店、2001年
- Giddens, Anthony. 2000. *The Third Way and its Critics*, Cambridge: Polity Press. 今枝法之・千川剛史訳『第三の道とその批判』晃洋書房、2003年
- Harris, José. 2005. From Richard Hooker to Harold Laski: Changing Perceptions of Civil Society in British Political Thought, Late Sixteenth to Early Twentieth Centuries, in: José Harris (ed.), *Civil Society in British History. Ideas, Identities, Institutions*, Oxford University Press.
- Held, David. 2005. Globalization: the dangers and the answers, in: David Held et al, *Debating Globalization*, Cambridge: Polity Press. 猪口孝訳『論争グローバリゼーション』岩波書店、2007年
- Hobbes, Thomas. 1640=1994. *The Elements of Law Natural and Politic. Human Nature and De Corpore Politico*, edited with an Introduction by J. C. A. Gaskin, Oxford University Press.
- 1642=1983. *De Cive*. The Latin Version entitled in the first edition *Elementorum Philosophiae Sectio Tertia de Cive* and in later editions *Elementa Philosophica de Cive*, a critical edition by Howard Warrender, Oxford: Clarendon Press. 本田裕志訳『市民論』京都大学学術出版会、2008年
- 1651=1996. *Leviathan*, edited by Richard Tuck, Cambridge University Press. 水田洋訳『リヴァイアサン』（全4冊）岩波文庫、1982～1992年
- Hooker, Richard. 1989. *Of the Laws of Ecclesiastical Polity*, Book I, edited by Arthur Stephen McGrade, Cambridge University Press.
- Locke, John. 1967. *Two Treatises of Government*, a critical edition by Peter Laslett, 2. ed., Cambridge University Press. 加藤節訳『統治二論』岩波書店、2007年
- Melanchthon, Philipp. 1850. In *Politica Aristotelis*, in: *Philippi Melanthonis Opera quae supersunt omnia, Corpus Reformatorum*, volumen XVI, Halis Saxonum: C.A. Schwetschke
- 1854. *Loci theologici collecti*, in: *Philippi Melanthonis Opera quae supersunt omnia, Corpus Reformatorum*, volumen XXI, Brunsvigae: C. A. Schwetschke.
- OED. 1989. *Oxford English Dictionary*, 2. ed., Vol.3, Oxford: Clarendon Press
- Pocock, John G. A. 1975. *The Machiavellian Moment. Florentine Political Thought and the Atlantic Republican Tradition*, Princeton University Press. 田中秀夫他訳『マキャヴェリアン・モーメント』名古屋大学出版会、2008年
- Riedel, Manfred. 1975. Gesellschaft, bürgerliche, in: *Geschichtliche Grundbegriffe. Historisches Lexikon zur politisch-sozialen Sprache in Deutschland*, hrsg. von Otto Brunner, Werner Conze und Reinhart Koselleck, Bd.2, Stuttgart: Klett-Cotta. 川上倫逸・常俊宗三郎編訳『市民社会の概念史』以文社、1990年
- Skinner, Quentin. 1978. *The Foundations of Modern Political Thought*, 2 vols. Cambridge University Press.
- 厚見恵一郎. 2004. 「フィレンツェ人文主義と共和主義——サルターティからブルーニへ」、『早稲田社会科学総合研究』第4巻第3号
- 高島善哉. 1998. 『経済社会学の根本問題』（日本評論社、1941年）、『高島善哉著作集』第2巻、こぶし書房